和泉市

移動支援事業　請求の手引き

和泉市　障がい福祉課

令和８年１０月

請求に必要な書類について

●提出書類

①請求書

・・・金額・件数・対象年月・請求日・請求事業者など、**すべて正しく記入してください**。
社印ではなく、**代表者印を押印**してください。
「金額」は訂正不可です。金額を間違えた場合は、請求書を作成し直しとなります。

②明細書兼契約状況報告書

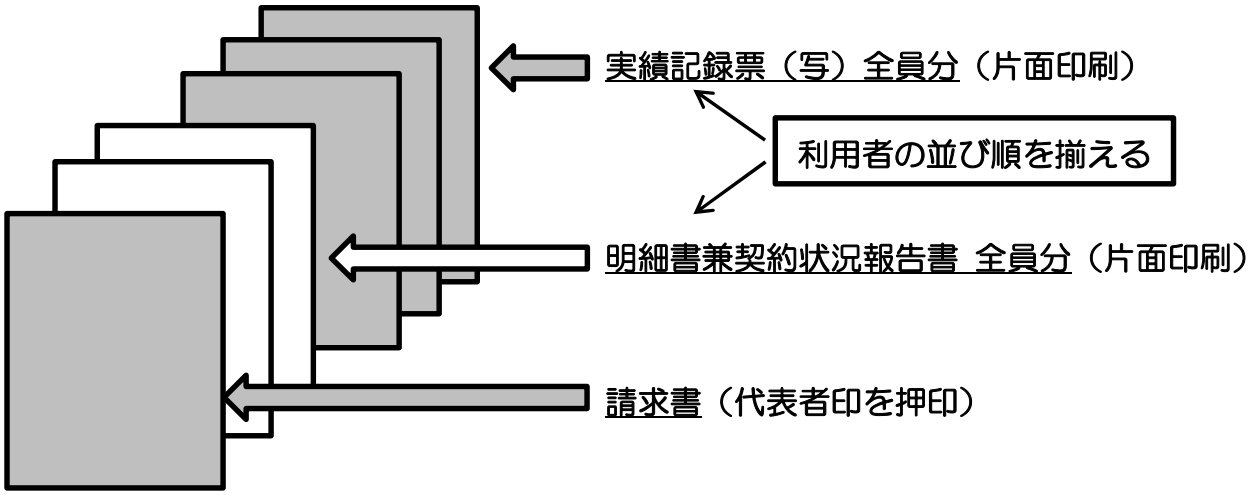
・・・受給者証番号は正しく記入されていますか？
契約支給量に間違いはありませんか？
必ず受給者証をご確認いただき、間違いのないようにお願いいたします。

③実績記録票

・・・原本は事業者で正しく保管し、**市にはコピーを提出してください**。
（印影がはっきりと見えるよう、濃くコピーしてください）
支給上限に間違いはありませんか？
（受給者証更新等の際に支給量が変わる場合がありますので、適宜確認してください）
日付や実績時刻の記載誤り、算定数の計算誤りはありませんか？
訂正印は、請求書に押印する代表者印か、
もしくは**該当日のサービス提供者の印鑑**を押印してください。
！！記入誤りがある場合の訂正方法については次ページをご確認ください！！

●請求関係書類の並べ方

「①請求書」を先頭に、「②明細書兼契約状況報告書」全員分、「③実績記録票（写）」全員分の順に並べてご提出いただきますようお願いします。明細書と実績記録票の利用者の並び順は揃えてください。
また、ホチキス留め・両面印刷はせず、必ず**クリップ留め**・**片面印刷**でお願いします。
サービス提供月の翌月１０日までに、窓口にお持ちいただくか、郵送で提出してください。



※クリップで留めてください（ホチキス留めは禁止）

請求事務について

書類がそろい次第、期限までに提出をお願いします。

●提出期限　サービス提供月の翌月１０日
（１０日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

●支払日　サービス提供月の翌々月２０日
（２０日が休日の場合は前営業日）
※書類に不備等がある場合は、この限りではありません。

市は、提出された請求書等に基づき、内容が適切であるかの審査と、
正しく算定されているかどうか、記入漏れがないか等の確認を行います。
書類に不備がなく、また内容も適切であると認められた場合に限り、支払いいたします。
請求書の作成には十分にご留意いただき、**提出前に間違いがないか必ず再確認を行ってください**。

書類に不備があった場合は差し替えを依頼し、正しい請求書・明細書・実績記録票がそろった時点で請求金額の確定となり、支払いの処理にすすみます。正しい書類がそろうのが遅ければ、随時払いとなります。
なお、支払い通知等の送付はありません。

＊実績記録票の訂正方法について＊（！記入例も併せてご確認ください！）

●軽微な書損じの場合（漢字を書き間違えた、算定数の計算を誤った等）
⇒ 二重線＋訂正印で修正してください。
訂正印は、サービス提供者 もしくは 代表者印（請求書と同じ印）※1を押印してください

●サービス提供実績時刻、中抜き時間の記入誤り、自己負担額の計算誤り、行き先や支援内容の記入誤り（全く違う行き先を書いてしまった等）の場合
⇒ 一度書損じた行をすべて二重線で修正、訂正印（※１）を押印し、
新たな行にすべて書き直してください
市へ提出後に訂正がある場合でも、実績記録の余白に改めて書き直してください
再度、サービス提供者印・利用者確認印の両方を押印する必要があります

★★どちらも、修正液・修正テープは使用しないでください★★

請求書類郵送先　〒５９４－８５０１
和泉市府中町二丁目７番５号
和泉市障がい福祉課　移動支援請求担当者

問い合わせ先　ＴＥＬ：０７２５－９９－８１３３（直通）

単価について

単価は次のとおりです。

サービス種別（支援者：利用者）	単価（算定数１あたり）	利用者の自己負担額（算定数１あたり）	初動加算（利用者負担なし）
１：１	２，０００円	２００円	６００円
１：２	１，３００円	１３０円	３００円
１：３	１，０００円	１００円	２００円
１：４	８００円	８０円	１５０円
通所・通学	１，２００円	１２０円	無

算定数の計算方法

支援ごとに算出し、１時間単位で算定数を決定しますが、１時間未満の計算方法は以下のとおりです。

１５分未満・・・・・・・・０

１５分以上４５分未満・・・０．５

４５分以上・・・・・・・・１

＊具体例１＊

支援者：利用者(自己負担なし)＝１：１で、**10:00～11:20まで支援**した場合

合計で**1時間20分**ですので、**算定数は1.５**です。

請求は、２，０００円（１：１の単価）×１．５（算定数）＋６００円（初動加算）＝３，６００円です。

実績記録票は次のように記入してください。

サービス提供実績			
開始時刻	終了時刻	中抜き時間	算定数
１０：００	１１：２０		１．５

＊具体例２＊・・・中抜きがあるとき

支援者：利用者(自己負担なし)＝１：１で、**10:00～17:10まで支援**し、**45分の中抜き**があった場合

合計で6時間25分ですので、**算定数は6.５**です。

請求は、２，０００円（１：１の単価）×６．５（算定数）＋６００円（初動加算）＝１３，６００円です。

実績記録票は次のように記入してください。

「中抜きが何時から何時までだったか」は記入不要です。

サービス提供実績			
開始時刻	終了時刻	中抜き時間	算定数
１０：００	１７：１０	０：４５	６．５

＊具体例３＊・・・個別支援とグループ支援の両方があるとき

ひとりの支援者が、同日に利用者 A(自己負担有り)と利用者 B(自己負担なし)のふたりを支援する場合

１、支援者が利用者 A 宅へ迎えに行き、支援を開始

自宅 9：40 出発、駅に 10：00 到着 **⇒支援者：利用者＝1:1で、9:40～10:00支援**

２、利用者 B と駅で合流（保護者が駅へ送迎）

ここから支援者は利用者A、利用者Bのふたりを同時に支援となる（グループ支援）

駅→目的地へ移動 **⇒支援者：利用者＝1:2で、10:00～15:00支援**

３、15：00 目的地より駅へ帰宅

利用者 B の支援は駅にて終了（保護者が自宅へ送迎）

支援者は利用者 A を駅から自宅へ送る **⇒支援者：利用者＝1:1で、15:00～15:20支援**

利用者Aの実績記録票は次のようになります。

同日の支援であっても、サービス種別が異なる場合はそれぞれ行を分けて記入してください。

サービス種別	行き先	支援内容	サービス提供実績				初動加算	利用者負担額
			開始時刻	終了時刻	中抜き時間	算定数		
①	自宅～駅 駅～自宅	送迎	９：４０ １５：００	１０：００ １５：２０		０．５	✓	１００
②	目的地名	食事、買物	１０：００	１５：００		５		６５０

↳**サービス種別ごとに行を分けて記入**し、**算定数は同日・同サービス種別で合計**します。

利用者 A の場合、

サービス種別①を合計で40分利用 ⇒ 算定数は0．5

サービス種別②を5時間利用 ⇒ 算定数は5 となります。

（初動加算はサービス種別①分のみ算定となります。初動加算について詳しくは７ページをご確認ください。）

利用者 A の請求は、

２，０００円（１：１の単価）×０．５（１：１の算定数）

＋１，３００円（１：２の単価）×　５（１：２の算定数）

＋６００円（１：１の初動加算）

－７５０円（自己負担額の合計）

＝７，３５０円　となります。

利用者Bの実績記録票は次のようになります。

サービス種別	行き先	支援内容	サービス提供実績				初動加算
			開始時刻	終了時刻	中抜き時間	算定数	
②	目的地名	食事、買物	１０：００	１５：００		５	✓

駅までは保護者が送迎

空いたスペースに、

駅への送迎は家族が行ったと分かるように記入してください。

利用者 B の請求は、

１，３００円（１：２の単価）×５（算定数）＋３００円（１：２の初動加算）＝６，８００円です。

＊具体例４＊・・・支援者が途中で交代するとき

ひとりの利用者(自己負担有り)の支援について、
支援者Ａが**10:00～12:10まで**支援し、支援者Ｂが**12:10～16:30まで**支援した場合
合計で**6時間30分**ですので、**算定数は6．5**です。
初動加算は支援者Ａの分のみ算定となります。初動加算について、詳しくは次ページをご確認ください。

実績記録票は次のように記入してください。

サービス種別	サービス提供実績				初動加算	利用者負担額	サービス提供者印
	開始時刻	終了時刻	中抜き時間	算定数			
①	１０：００ １２：１０	１２：１０ １６：３０		６．５	✓	１，３００	Ａの印 Ｂの印

算定数は支援者ごとではなく、合計で計算します。

請求は、
｛２，０００円（１：１の単価）×６．５（算定数）＋６００円（支援者Ａの初動加算）｝
－１，３００円（自己負担額 ２００円×６．５）
＝１２，３００円です。

＊具体例５＊・・・ひとりの利用者に対して同時にふたりの支援者が支援するとき

支援者Ａと支援者Ｂのふたりが、
同時にひとりの利用者を**9:45～17:10まで支援**し、**1時間15分の中抜き**があった場合
合計で6時間10分ですので、**算定数は6**です。

実績記録票は次のように記入してください。
「中抜きが何時から何時までだったか」は記入不要です。
初動加算は支援者２人分算定可能です。初動加算について、詳しくは次ページをご確認ください。

サービス種別	サービス提供実績				初動加算	サービス提供者印
	開始時刻	終了時刻	中抜き時間	算定数		
①	９：４５	１７：１０	１：１５	６	✓	Ａの印
①	９：４５	１７：１０	１：１５	６	✓	Ｂの印

↳**支援者ごとにそれぞれ行を分けて記入し、算定数はそれぞれで計算します。**

初動加算も
ふたり分算定可

請求は、
｛２，０００円（１：１の単価）×６（算定数）＋６００円（初動加算）＝１２，６００円｝ **×２**
＝２５，２００円です。

初動加算について

初動加算とは、**1人の支援者につき、ひとつの事業者が1日あたり1回算定**できるものです。
移動支援でのみ算定可能です。**通学・通所支援では算定できません**。
＊２人派遣の場合は２名分算定できます。
＊同じ事業者の支援者が途中交代する場合や、
　時間を空けて１日に２度支援する場合は、最初の１回のみの算定です。
＊１人の利用者が、同じ日に複数の事業者を利用する場合は、それぞれの事業者で算定します。

３ヶ月合算対象者について

３ヶ月合算とは、**月あたりの支給量を3ヶ月の合計で管理**する方法です。
対象者については、受給者証にその旨記載がありますので、受給者証を確認してください。
合算月は１～３月、４～６月、７～９月、１０～１２月です。対象者には、受給者証と併せて３ヶ月合算管理票を送付いたしますので、事業者及び利用者の責任で管理してください。
課税世帯の方の場合、利用者負担額も3ヶ月で管理となります（12,000 円/3ヶ月）。
適切に管理するよう留意してください。
上限管理については次ページをご確認ください。

利用者の自己負担額について

利用したサービスにかかる費用は、**原則として利用者の1割負担**ですが、所得に応じて２区分の月額負担上限額が設定されています。利用した時間数に関わらず、上限額以上の負担は生じません。（※１）
また、初動加算に利用者の自己負担額は発生しません。
なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、１８歳未満の障がい児については住民基本台帳上での世帯を原則とし、１８歳以上の障がい者については、本人及びその配偶者となります。
負担上限額は次のとおりです。

①	生活保護受給世帯 市町村民税非課税世帯	０円/１ヶ月
②	市町村民税課税世帯	４，０００円/１ヶ月
③	市町村民税課税世帯で ３ヶ月合算対象者（※１）	１２，０００円/３ヶ月

（※１）
３ヶ月合算対象者は、上限管理を３ヶ月単位で行うため、１ヶ月あたりの自己負担が 4,000 円を超える場合もあります。

上限管理事務について

●利用時間数と利用者負担額の上限管理

一人の利用者が複数の事業者を利用している場合、すべての事業者の合計利用時間と利用者負担額が上限を超えないよう、事業者が管理する必要があります。

複数の事業者を利用していたとしても、市から個別に事業者へ連絡は致しません。他の事業者での利用の有無については、事業者が利用者に直接確認する必要があります。

市は、利用者に対し移動支援サービス利用者負担額管理票（以下、管理票という）を送付します。

管理票は、当該月の間は利用者宅で保管し、**事業者はサービス提供の都度、管理票を記入してください。**

当該月のサービス提供終了後、利用者から回収し、原本は適切に事業者で保管してください。

市から求めがあった場合は、速やかにコピーを提出してください。

保管・提出する事業者は、原則当該月の最終サービス提供事業者となりますが、事業者間で任意に決めて頂いても構いません。

●３ヶ月合算対象者の利用時間数・利用者負担額の上限管理

月あたりの支給量と上限額を３ヶ月の合計で管理します。

事業者は、**サービス提供の都度、3ヶ月合算管理票に記入、押印してください。**

当該月の最終のサービス提供終了後、利用者から受け取り、原本は適切に保管してください。

市から求めがあった場合は、速やかにコピーを提出してください。

保管・提出する事業者は、原則当該月の最終サービス提供事業者となりますが、事業者間で任意に決めて頂いても構いません。

＊上限管理の例＊（！上限管理票記入例もご確認ください！）

1ヶ月あたりの支給上限が40時間、自己負担有り、3ヶ月合算有りの方の場合

１～３月の３ヶ月間で、

☆合計120時間（40時間×３）利用可能

★最大12，000円の自己負担

1月：50時間利用（すべて1：1）

☆２・３月は合計して最大で １２０時間－５０時間＝７０時間 利用可能

★１月の自己負担額は、２００円×５０時間＝**10，000円**

2月：45時間利用（すべて1：1）

☆３月は７０時間－４５時間＝３５時間 利用可能

★２月の自己負担額は、

２００円×４５時間＝９，０００円 ですが、**1月に既に10，000円負担しているため、12，000－10，000＝2，000円の自己負担**となり、３月は自己負担なしとなります。

3月：最大35時間まで利用可能・自己負担なし

この手引きは、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。